

広島県告示第三百九十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成二十六年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

水内川漁業協同組合

2 住所

広島市佐伯区湯来町和田一六六

二 免許番号

内水共第七号及び内水共第八号

三 変更の内容

第五条第一項中「遊漁料の額は、次のとおりとする。」を「遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額（100円未満の端数は切捨て）とする。ただし、消費税の変更後、最初の1月1日を、税を含む遊漁料の基準日とする。」とし、「ただし」を「なお」に改めるとともに、表を次のように改める。

魚種	漁具 漁法	規模	遊漁料 (税抜)	
			1日	1年
あゆ	手釣, 竿釣	1人1本	1日 3,000円	1年 10,000円
		1人1本		
	ころがし			
こい うなぎ	手釣, 竿釣	1人1本	1日 1,500円	1年 4,000円
		1人5本まで (はえ縄漁法は禁止とする)		
	つけ針			
うなぎかご		1人3個まで		
ます	手釣, 竿釣	1人1本	1日 1,500円	1年 4,000円

附則として次の内容を追加する。「この規則は、平成27年1月1日から施行する。」